

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の概要について

1 改正の理由

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）」の一部改正に伴い、本市においても家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 電磁的記録について

家庭的保育事業者等における書面の作成等について、電磁的記録により行うことを可能とし、業務負担の軽減を図るもの。

改正前	改正後
—	家庭的保育事業者等は、記録、作成等に関して書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて電磁的記録により行うことができる。

(2) その他

家庭的保育事業者等の連携施設の確保に関する規定について、文言の修正等を行うもの。

3 施行期日

(1) 電磁的記録に関する規定については、令和3年7月1日。

(2) その他については、公布の日。